

豊中市入札参加停止基準

(入札参加停止)

- 第1条 市長は、建設工事入札参加有資格業者（以下「有資格業者」という。）が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について入札参加停止を行うものとする。
- 2 市長が入札参加停止を行ったときは、工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該入札参加停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該入札参加停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加停止)

- 第2条 市長は、第1条第1項の規定により入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。
- 2 市長は、第1条第1項の規定により共同企業体について入札参加停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該入札参加停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。
- 3 市長は、第1条第1項又は前2項の規定による入札参加停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を行うものとする。

(入札参加停止の期間の特例)

- 第3条 有資格業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに定める期間のうち最も長いものをもって当該有資格業者の入札参加停止の期間とする。この場合において、入札参加停止の期間に短期及び長期の定めのある措置要件に該当しているときは当該措置要件に係る入札参加停止の期間を定めた上で他の措置要件に定める入札参加停止の期間と比較し、短期及び長期の定めのある措置要件が2以上あるときはそれぞれ当該措置要件に係る入札参加停止の期間を定め、その最も長い期間をもって入札参加停止の期間とする。
- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間は、別表各号又は前項の規定による入札参加停止の期間の2倍の期間をもって入札参加停止の期間とする。ただし、その期間は、36ヵ月を超えないものとする。
- (1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後1ヵ年を経過するまでの間（入札参加停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表第2第1号又は第2号の措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後3ヵ年を経過するまでの間に、同表第1号又は第2号の措置要件に該当することとなったとき（前号に該当する場合を除く。）。
- (3) 別表第2第3号から第6号までの措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後3ヵ年を経過するまでの間に、同表第3号から第6号までの措置要件に該当することとなったとき（第1号に該当する場合を除く。）。
- 3 現に入札参加停止の期間中の有資格業者が新たに別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは当該入札参加停止の期間は、既に措置されている入札参加停止の残期間を加算した期間とする。ただし、加算後の入札参加停止の期間は36ヵ月（同一の事案の場合はその当初の措置から36ヵ月）を越えないものとする。
- 4 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前3項の規定による入札参加停止の期間未満の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該入札参加停止の期間の2分の1まで短縮することができる。

- 5 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項若しくは第2項の規定による入札参加停止の期間を超える期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該入札参加停止の期間の2倍まで延長することができる。ただし、その期間は、36ヵ月を超えないものとする。
- 6 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で入札参加停止の期間を変更することができる。
- 7 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について入札参加停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加停止の期間の特例)

第4条 市長は、第1条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより入札参加停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、別表各号又は第3条第1項から第5項までの規定によって定めた入札参加停止の期間に当該各号に定める期間を加えた期間をもって入札参加停止の期間とする。ただし、その期間は、36ヵ月を超えないものとする。

- (1) 談合情報を得た場合又は豊中市(豊中市上下水道局、豊中市伊丹市クリーンランド及び市立豊中病院を含む。以下同じ。)の職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第3号又は第5号に該当したとき 3ヵ月
 - (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項の規定に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第3号又は第4号のいずれかに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき 1ヵ月
 - (3) 豊中市の職員又は他の公共機関の職員(公共機関の職員のうち、豊中市の職員以外の者をいう。以下同じ。)が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の6第2項。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第5号又は第6号のいずれかに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき 1ヵ月
- 2 市長は、別表第2第3号又は第4号に該当する有資格業者について、独占禁止法の規定に基づく課徴金減免制度が適用され、その事実が公表又は入札参加停止の期間中の有資格業者の申出(様式第4)により確認できた時は、当該措置要件に定める入札参加停止の期間を2分の1に短縮した期間を入札参加停止の期間とすることができる。この場合において、1月未満の端数があるときは、端数を切り捨てるものとする。ただし、公正取引委員会の公表又は入札参加停止業者の申出(様式4)により、独占禁止法の規定に基づく課徴金減免制度が適用されている事実が、入札参加停止期間の1/2を経過後に明らかになったときの入札参加停止期間は、当該事実が確認できた日までとする。

(入札参加停止の通知)

- 第5条 市長は、第1条第1項若しくは第2条各項の規定により入札参加停止を行い、第3条第5項の規定により入札参加停止の期間を変更し、又は第3条第6項の規定により入札参加停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ様式第1、様式第2又は様式第3により通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により入札参加停止の通知をする場合において、当該入札参加停止の事由が豊中市の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時の緊急・応急契約、特殊技術を要する場合その他特にやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第7条 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者が豊中市の契約に係る工事を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(入札参加停止に至らない事由に関する措置)

第8条 市長は、入札参加停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(審査会)

第9条 市長は、第1条第1項若しくは第2条各項の規定により入札参加停止を行うとき、第3条第5項の規定により入札参加停止の期間を変更するとき、第3条第6項の規定により入札参加停止を解除するとき、第6条ただし書の規定により入札参加停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方とするとき又は第8条の規定により警告若しくは注意の喚起を行うときは、あらかじめ豊中市建設工事請負業者審査会規程（昭和46年豊中市訓令第5号）第2条の規定に基づき設置された豊中市建設工事請負業者審査会に諮らなければならない。

(入札参加停止の継承)

第10条 合併等により入札参加停止の期間中の有資格業者から営業を実質的に継承したと認められる有資格業者は、当該入札参加停止の期間中の有資格業者の入札参加停止措置を引継ぐものとする。

(工事事故の報告)

第11条 有資格業者は、大阪府内において施工する工事において、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第97条の規定による労働者死傷病報告を行うとき、又は公衆損害事故を起こしたときは、その内容を遅滞なく豊中市に報告しなければならない。ただし、豊中市と締結した請負契約に係る工事（以下「市発注工事」という。）以外の事故については、死亡者が発生した場合に限る。

2 有資格業者が前項に規定する工事事故の報告を怠った場合には、入札参加停止の期間を2倍に延長することができる。

(測量及び建設コンサルタント業務並びに物品等の有資格業者の入札参加停止等)

第12条 測量及び建設コンサルタント業務の有資格業者の入札参加停止等の措置については、この基準の規定を準用する。

2 物品等の有資格業者の入札参加停止等の措置については、この基準の規定（第9条を除く。）を準用する。

3 この基準は、指定管理者との協定に基づく業務についても準用する。

附 則

この基準は、平成 7 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この基準は、平成18年 2 月 1 日から実施する。

附 則

この基準は、平成19年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この基準は、平成19年 5 月 1 日から実施する。

附 則

この基準は、平成20年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この基準は、平成21年11月 1 日から実施する。

附 則

この基準は、平成25年 4 月 1 日から実施する。

附 則

1 この基準は、平成25年10月 1 日から実施する。

2 この基準の取扱いは、実施の日以後の入札参加停止措置から適用し、同日前の入札参加停止措置については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成30年11月1日から実施する。

附 則

この基準は令和2年4月1日から実施する。

附 則

この基準は令和7年6月1日から実施する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) 1 豊中市の発注する工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (過失による粗雑工事) 2 市発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。 (契約違反) 3 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (契約不履行等) 4 市発注工事の契約の履行に当たり、建設工事請負契約書第7条の2第1項（下請人の社会保険の加入義務）に違反した場合 (安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。 6 市発注工事以外の工事（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 6ヵ月 当該認定をした日から 3ヵ月以上6ヵ月以内 当該認定をした日から 4ヵ月 下請人1人あたり2ヵ月 当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内 当該認定をした日から 3ヵ月 当該認定をした日から 1ヵ月以上4ヵ月以内 当該認定をした日から 2ヵ月

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄)	
1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が豊中市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）	36 ヶ月
ロ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）	36 ヶ月
ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のものその他の従業者（以下「使用人等」という。）	24 ヶ月
2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	12 ヶ月
ロ 一般役員等	12 ヶ月
ハ 使用人等	6 ヶ月
(独占禁止法違反行為)	
3 市発注工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 18 ヶ月以上 36 ヶ月以内
4 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。	当該認定をした日から 6 ヶ月以上 12 ヶ月以内
(競売入札妨害又は談合)	
5 市発注工事に関し、次のイ、ロ又はハに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	36 ヶ月
ロ 一般役員等	36 ヶ月
ハ 使用人等	24 ヶ月
6 他の公共機関（公共機関のうち、豊中市以外をいう。）と締結した請負契約に係る工事に関し、次のイ、ロ又はハに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	12 ヶ月
ロ 一般役員等	12 ヶ月
ハ 使用人等	6 ヶ月
(建設業法違反行為)	
7 市発注工事に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 3 ヶ月以上 12 ヶ月以内
8 大阪府内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手	当該認定をした日から

方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。	2ヵ月以上6ヵ月以内
9 大阪府外において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内
(暴力行為等)	
10 代表役員等、一般役員等又は使用人等が、その業務に関し、次のイ、ロ又はハに掲げる者に対する暴力行為等で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 豊中市の職員	24ヵ月
ロ 大阪府内の他の公共機関の職員	12ヵ月
ハ 大阪府外の他の公共機関の職員	6ヵ月
11 代表役員等、一般役員等又は使用人等が、その業務に関し、豊中市の職員に対して、豊中市不当要求行為等対策要綱（平成19年5月1日制定）に規定する不当要求行為等その他暴言、侮辱、脅迫、威圧的な言動又は著しく粗野な言動を行ったとき。	当該認定をした日から 12ヵ月
(不正又は不誠実な行為)	
12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上12ヵ月以内
13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑（懲役及び禁錮を含む。）以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑（懲役及び禁錮を含む。）以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内
14 豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第8条第2項の規定に基づく誓約書を提出しなかったとき。	当該認定をした日から 3ヵ月
(経営不振)	
15 手形交換所から取引停止処分を受けるなど、経営不振の状態にあり、豊中市の発注する工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 経営が改善したと認められる日まで
(その他事件等)	
16 債権仮差押決定、債権差押決定又は債権転付命令を受けるなど、豊中市の発注する工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 事件が解決されたと認められる日まで

様式第 1

文書番号

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者職氏名 様

豊中市長

入札参加停止通知書

この度、下記のとおり入札参加停止を行うこととしたので通知します。

記

- 1 入札参加停止の期間
- 2 入札参加停止の理由

様式第2

文書番号

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者職氏名 様

豊中市長

入札参加停止期間変更通知書

先に、 年 月 日付け（文書番号）をもって入札参加停止を行った旨を通知しましたが、この度、下記のとおり当該入札参加停止の期間を変更しましたので通知します。

記

- 1 従前の入札参加停止の期間
- 2 変更後の入札参加停止の期間
- 3 変更の理由

様式第3

文書番号

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者職氏名 様

豊中市長

入札参加停止解除通知書

先に、 年 月 日付け(文書番号)をもって入札参加停止を行った旨を通知しましたが、この度、下記のとおり当該入札参加停止を解除しましたので通知します。

記

- 1 入札参加停止を解除した日
- 2 解除の理由

様式第 4

年 月 日

豊中市長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印

入札参加停止期間の短縮の申出について

当社は、 年 月 日に公正取引委員会から {排除措置命令・課徴金納付命令} を受けたため、 年 月 日豊総契第 号にて入札参加停止を措置されましたが、公正取引委員会より、課徴金減免制度が適用されておりますので、豊中市入札参加停止基準第 4 条第 2 項に基づき、入札参加停止期間の短縮を申出ます。

なお、証拠書類として提出した資料について、公表されても構いません。

また、今回の申出に虚偽があった場合は、いかなる措置を受けても不服はありません。

連絡先

部課名、担当者

電話

注) 証拠書類として、命令書の写しを添付してください。なお、課徴金減免制度が適用されている事実の確認に必要な箇所以外は、塗りつぶした上で提出していただいて結構です。